

## 随意契約によることとした理由

### 1 件名

コンビニエンスストア設置に係る市有財産の貸付

### 2 内容

市の行政財産を有効活用し、新たな収入を確保するとともに、市民の利便性の向上や職員の福利厚生の実現を図るため、本庁舎内にコンビニエンスストアを設置する。

### 3 契約の相手方

#### (1) 所在地

広島市安佐北区安佐町大字久地655番地の1

#### (2) 名称

株式会社ポプラ

### 4 随意契約の根拠規定

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

### 5 随意契約によることとした理由

本貸付契約の運営事業者の選定にあたっては、入札金額だけで運営事業者を選定する一般競争入札ではなく、運営体制や商品等のその他サービスを評価し、最も適した者を選定できる公募型プロポーザル方式を採用した。

プロポーザルにおいては、3社から企画提案書が提出され、「広島市役所本庁舎コンビニエンスストア運営事業者プロポーザル審査委員会」（以下「プロポーザル審査委員会」という。）において審査した結果、当該業者の企画提案書が最も高い得点であったことから、同者を最優秀提案者として特定した。